

## 【 投薬 】

## 336 適応傷病名と腎障害等がある患者に対するフェノフィブラート錠の算定について

《令和6年10月31日》

## ○ 取扱い

適応傷病名と次の傷病名等がある患者に対するフェノフィブラート錠（リピディル錠等）の算定は、原則として認められる。

- (1) 腎障害
- (2) 肝疾患に対する肝庇護薬【内服薬・注射薬】投与中

## ○ 取扱いを作成した根拠等

リピディル錠の添付文書の効能・効果は、「高脂血症（家族性を含む）」であり、「肝障害のある患者」や「血清クレアチニン値が2.5mg/dL以上又はクレアチンクリアランスが40mL/min未満の腎機能障害のある患者」は禁忌である旨記載されている。

重要な基本的注意に、肝障害のある患者については、「肝機能及び肝機能検査値に影響を及ぼし、AST、ALT、 $\gamma$ -GTP、LDH、ALPの上昇、黄疸、並びに肝炎があらわれることがあるので、肝機能検査は投与開始3カ月後までは毎月、その後は3カ月ごとに行う」と記載されている。また、特定の背景を有する患者に関する注意に、腎機能障害患者については、「投与量を減ずるか、投与間隔を延長し使用すること」、「定期的に腎機能検査等を実施し、自覚症状（筋肉痛、脱力感）の発現、CK上昇、血中及び尿中ミオグロビン上昇並びに血清クレアチニン上昇等の腎機能の悪化を認めた場合は直ちに投与を中止すること」と記載されている。

上記添付文書の記載内容より、定期的に肝機能検査や腎機能検査を実施し、患者の状態を十分に把握した上で本剤を投与した場合は、本剤の本来の効果を期待し得る。

以上のことから、上記傷病名等がある患者に対するフェノフィブラート錠（リピディル錠等）の算定は、原則として認められると判断した。